

平成 24 年度定期監査（ 7 ）の監査結果に基づき講じた措置

平成 24 年度定期監査（ 7 ）の結果に基づき講じた措置について、練馬区教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、つぎのとおり公表する。

記

1 指摘の内容

災害共済給付事務における不適正な事務処理について（指摘事項）

〔監査において確認した事実〕

石神井中学校において、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「日本スポーツ振興センター」という。）からの災害共済給付金（以下「給付金」という。）を管理すべき学校長名義の普通預金口座について、平成 21 年 6 月 2 日以降、約 3 年間にわたり入出金記録が確認できなかった。

日本スポーツ振興センターの給付金支払請求に必要な「医療等の状況」等の書類が、同校に保管されたまま請求事務が滞っており、この間の給付金事務処理が適正に行われていなかったことを確認した。

〔改善を求める事項〕

給付金の支払の請求は、学校の管理下における児童生徒の負傷等が発生したのち、必要な書類（災害報告書、医療等の状況等）を学校が教育委員会に提出する必要があり、給付金は日本スポーツ振興センターから教育委員会を經由して学校に振り込まれることとされている。給付金は、学校長の口座を經由して保護者に支払われることから、公金や学校徴収金に準じた事務処理がされるべき学校事務である。

については、学校の管理下における生徒の負傷等が発生した場合には、給付金の請求から支払までの手続が適正に行われるよう、改善策を講じられたい。（石神井中学校）

また、日本スポーツ振興センターへの災害共済給付事務が適正に行われるよう、学校への指導を徹底されたい。（教育振興部）

2 講じた措置

監査での指摘事項を受け、下記のとおり事務処理の改善を図っていく。

（石神井中学校）

（ 1 ）養護教諭は、学校管理下で発生した怪我・疾病による保健室の来室・処置等の記録について、「保健日誌」（学校教育法施行規則により学校において備えておかなければならない表簿の 1 つ）に記載する。

学校管理職は、「保健日誌」により学校管理下で発生した怪我・疾病について認識し、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象の有無について、下記(2)の進行管理表で確認する。

生徒が学校管理下で怪我・疾病を発症し、保健室に来室せず、また担任等にも申し出ず下校し、その後、医療機関で受診したことを保護者から報告を受けた場合についても、養護教諭は報告を受けた日の「保健日誌」に、その旨を記載する。

(2) 養護教諭は、学校管理下で発生した怪我・疾病が日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる場合、進行管理表に記載し、災害発生から保護者への支給日までの管理を行う。

(3) 日本スポーツ振興センターから受給の決定がされた後、教育委員会から振込通知および医療費振込通知書が学校へ送付される。

養護教諭は、給付金が学校の口座へ入金された際と保護者へ給付金を支給した際、現金出納簿を記載する。併せて、進行管理表における保護者への未払い分と、現金出納簿および通帳の残高が一致していることを確認する。

学校管理職は、毎月現金出納簿を閉めた後、進行管理表、保健日誌、現金出納簿および通帳を確認する。

以上、上記(1)～(3)を遵守することにより、学校管理職および養護教諭が一体となって災害給付金事務の適正な事務処理の執行に努めていく。

(教育振興部)

平成25年5月28日付の「平成24年度定期監査(7)監査結果報告書」を受け、平成25年6月6日開催の合同校長会において、災害共済給付事務については遅滞なく給付金の請求・支払いを行うこと、その事務処理に当たっては公金や学校徴収金に準じた事務処理を行い、定期的に校長または副校長が事務執行の確認を行うことを指導するとともに、職員への周知を依頼した。

また、今後、災害給付金事務の不適切な事務執行の再発防止のための対応策について、各小中学校で実施できる方法があるか、検討を行っていく。